

## ⑩ 貯水槽清掃業務仕様書

1. 内容 貯水槽清掃業務実施要領のとおり実施する。
2. その他 業務に関する費用は、指定管理者の負担とする。

### 貯水槽清掃業務実施要領

貯水槽清掃作業は、次の要領により行うものとする。

1. 打ち合わせ  
事前調査を十分行って、機材・工程等を検討し作業の円滑化を図る。  
作業前に作業従事者全員の定期健康診断書写し（検便記録）を提出すること。なお、電気・水道関係の施設利用につき監督職員と十分な打ち合わせを行い、事故防止に努めること。
2. 作業準備  
機材を搬入し、その据え付けを行う。
3. 水槽内外の点検・清掃  
水槽内外の点検は、別紙の受水槽の点検項目及び点検内容を実施し必要に応じてそれらの清掃を行う。
4. 水槽内の排水  
ドレン配管及び水中ポンプを利用する。
5. 水槽内の換気及び塩素・酸素濃度の測定  
排水完了後、換気ファンにより槽内の換気を行った後、槽内の塩素濃度・酸素濃度を塩素測定器・酸素測定器により確認を行い、安全確認後に作業を行うこと。
6. 作業前写真撮影  
清掃作業前の現状を写真撮影し提出すること。（項目3の水槽周辺の点検写真を含む）
7. 水槽内清掃及び残水処理  
水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。尚、洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除すると共に、水槽周辺の清掃を行う。
8. 水槽内消毒  
清掃終了後、有効塩素 50～100mg 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液により2回以上水槽内の消毒を行う。
9. 作業後写真撮影  
清掃後の撮影を行い、効果を記録する。
10. 機器検査・調整  
ボールタップ・フート弁・揚水ポンプ等水槽内部・周辺の機器の検査・調整を行う。
11. 水槽内水張り  
水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
12. 弁の開閉再確認  
各槽の給水弁の「開」、ドレン弁の「閉」を本市立会者同行のもとで行う。
13. 水質検査及び残留塩素の測定  
水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽、高置水槽における水について、色度・濁度・臭気・味の水質検査及び残留塩素の測定を行う。
14. 水槽周辺整理・あと片付け
15. 機材の搬出

### 注意事項

作業報告書の提出

- ・作業報告書は水槽内部及び周辺機器の点検結果、写真、作業従事者の定期的健康診断書の写し（検便記録）等をまとめて提出すること。

## 清掃貯水槽明細

場 所	槽 名	材 質・容 量	数 量
北 斎 場 (受水槽ポンプ室)	貯 水 槽	FRP 製複合板 へ 組立型 容量 3.1 m <sup>3</sup>	2 基
鶴見斎場 (ポンプ室)	貯 水 槽	FRP 製 単板 へ 型 (2 槽式) 容量 6 m <sup>3</sup>	1 基

注) 加圧給水タイプのため 10:00 までに清掃を終えること。

## 受水槽の点検項目及び点検内容

点 検 項 目	点 検 内 容
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③架台のさび、腐食等の有無を点検する。 ④架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。 ⑤基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。
2. 外観の状況 【外部ケーシング】	①水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ②接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等有無を点検する。 ③内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。 ④マンホールの密閉状態及び施錠状態の良否を点検する。
3. 付属装置 a. ボールタップ・定水位弁  b. 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ レベルスイッチ、電極棒】	①浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 ②水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。  ①汚れ、腐食、損傷等の有無を点検する。 ②水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。 ③作動の良否を点検する。
4. 配管	①変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ②防虫網の詰り、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③配管支持の固定点の位置が適切か確認する。 ④フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないことを確認する。